

保育士

2012保育士合格講座
児童福祉
無料体験冊子

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 002321 120344

WU12034

目次

第1編 児童福祉の意義とその歴史的展開.....	5
第1章 児童福祉の概念と理念.....	5
第2章 児童福祉の歴史的展開.....	13
第3章 現代社会と児童.....	24

テキストや法改正に関する最新情報は、こちらをご参照ください。

<http://www.lec-jp.com/hoikushi/>

【MEMO】

略 称	正式名称
介保法	介護保険法
学保法	学校保健安全法
学教法	学校教育法
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
虐待法	児童虐待の防止等に関する法律
教基法	教育基本法
憲法	日本国憲法
高医確法	高齢者の医療の確保に関する法律
国年法	国民年金法
こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
最低基準	児童福祉施設最低基準
児権条約	児童の権利に関する条約
次支対法	次世代育成支援対策推進法
指針	保育所保育指針
児手法	児童手当法
児福法	児童福祉法
児扶手法	児童扶養手当法
社介士法	社会福祉士及び介護福祉士法
社福法	社会福祉法
障基法	障害者基本法
障自法	障害者自立支援法
少社基法	少子化社会対策基本法
食育指針	楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～
食基法	食育基本法
身福法	身体障害者福祉法
精福士法	精神保健福祉士法
精福法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
生保法	生活保護法
設置基準	幼稚園設置基準
知福法	知的障害者福祉法
地保法	地域保健法
特児扶手法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
買春禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
売春法	売春防止法
発達支法	発達障害者支援法
母子寡婦法	母子及び寡婦福祉法
母保法	母子保健法
民委法	民生委員法
幼教領	幼稚園教育要領
予接法	予防接種法
理作療士法	理学療法士及び作業療法士法
老福法	老人福祉法
DV法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
NPO法	特定非営利活動促進法
〇〇則	〇〇〇〇法施行規則
〇〇令	〇〇〇〇法施行令

【MEMO】

第1編 児童福祉の意義とその歴史的展開

第1章 児童福祉の概念と理念

第1節 児童等の定義

児童福祉における児童等の定義は、おおむね年齢を基準として定められていますが、名称や年齢の上限は法律や制度によって異なります。児童福祉に関わる主な法律における児童等の定義は、次のようになります。

法令	名称	定義
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満のすべての者（その者に適用される法律により、より早く成年に達したものを除く*）
児童福祉法	児童	満18歳に満たない者
	乳児	満1歳に満たない者
	幼児	満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
	障害児	身体に障害のある児童または知的障害のある児童
母子保健法	乳児	1歳に満たない者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
少年法	少年	20歳に満たない者
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳に満たない者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

児童扶養手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児	20歳未満であつて、政令で定める1級または2級に該当する程度の障害の状態にある者
発達障害者支援法	発達障害児	発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者のうち18歳未満のもの
障害者自立支援法	障害児	児童福祉法に規定する障害児および精神障害者のうち18歳未満である者
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）	子ども	小学校就学の始期に達するまでの者

* 例えば、日本の民法では、男性は18歳、女性は16歳で結婚が可能（民法731条）であり、未成年が結婚したときは成年に達したものとみなされる（同法753条「成年擬制」）。従つて、日本の法令が適用される女性については、18歳未満であっても、結婚した場合には、児童の権利に関する条約における児童には含まれない。なお、いったん結婚して成年擬制が生じた場合には、その後、20歳未満のうちに離婚してもその効果は消滅しない。



第2節 児童の権利保障の歴史と児童観

児童の権利保障の歴史は、近代における「子どもの発見」から始まったといえます。児童の権利保障に関する重要な歴史上の出来事をまとめると、次のようになります。

年	出来事	意味
1762	ルソー（Rousseau, J.）が『エミール』を著した。	「子どもの発見」
1826	フレーベル（Fröbel, F.）が『人間の教育』を著した。	幼児教育の重要性を主張
1900	エレン・ケイ（Ellen Key）が『児童の世紀』を著した。	児童の保護・教育のあり方を提示
1909	アメリカで第1回児童福祉白亜館会議（ホワイトハウス会議）が開催された。	要保護児童の保護に関する会議

1924	国際連盟で「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が採択された。	児童の権利に関する最初の国際的宣言
1959	国際連合で「児童権利宣言」が採択された。	児童に対する特別の保護の必要性を宣言
1989	国際連合で「児童の権利に関する条約」が採択された（日本は、1994年に批准）。	過去の宣言の内容を具体化し、児童の権利について詳細に規定

第3節 児童福祉の理念

第1款 法制における児童福祉の基本理念

一 民法

民法においては、親権は未成年者について認められ（818条）、その内容として、監護教育の権利義務（820条）、居所指定権（821条）、懲戒権（822条）、職業許可権（823条）などが規定されています。

ただし、親権者が、親権を濫用し、または著しく^{ふぎようせき}不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族または検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができます（834条）。

二 児童福祉法

わが国の**児童福祉の基本法**である児童福祉法は、児童の人権保障を最も具体的に示し、第1条から第3条において、児童福祉の理念等が、次のように示されています。

1 児童福祉の理念



<児童の年齢を定めていない代表的な法律>

民法は、児童の年齢を定めていない代表的な法律である。ただし、20歳未満を「未成年」とし、この中に児童の意味も含まれている。

児童福祉法 第1条



- 1 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

2 児童育成の責任

児童福祉法 第2条



国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

3 原理の尊重

児童福祉法 第3条



前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

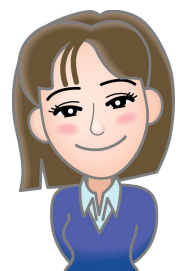
第2款 その他の児童福祉の基本理念

一 児童憲章

児童憲章は、1951（昭和26）年5月5日「こどもの日」に、わが国で初めて、**すべての児童の権利を保障し、幸福を図るための憲章**として制定されました。

児童憲章は、法律ではなく、児童福祉の理念を具体化した国民の協約という性格をもつものです。

この憲章では、児童福祉の理念等について、次のように定めています。





われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

二 児童権利宣言

児童固有の人権宣言である児童権利宣言は、**児童の最善の利益**を保障しようとするものであり、国際的に共通する基本的理念です。この前文の一部や第8条では、次のように述べられています。

児童権利宣言 前文【抜粋】



……児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要である……

……人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものである……

よって、ここに、国際連合総会は、児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るよう努力することを要請する。

児童権利宣言 第8条



児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。

三 児童の権利に関する条約

1989（平成元）年に国際連合で採択され、1994（平成6）年に日本が批准した児童の権利に関する条約では、意見を表明する権利、表現の自由等、能動的な権利が保障されている点で画期的なものとなっています。

児童の権利に関する条約を踏まえた児童福祉の基本理念は、保護をすべき側面は当然のこととして、もっと積極的に、ウェルビーイングの確保や自立を支援することにあります。ウェルビーイングとは、「個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」を意味しています。このことは、保護的な福祉観のイメージが浸透したウェルフェアの対概念として、近年改めて見直され、児童福祉のみならず、社会福祉全体でも使用される概念となっています。

この条約では、児童に関する措置の原則、児童の養育および発達についての責任の所在、生命に対する固有の権利等について、次のように規定しています。

1 児童に関する措置の原則



<自己実現>
個人が本来もっている自己の能力を最大限発揮し、それを実現したいという要求を完遂させる活動、またはそれらに向かっている状態をいう。

児童の権利に関する条約 第3条



- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

2 生命に対する固有の権利、生存及び発達の確保

児童の権利に関する条約 第6条



- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

3 児童の養育および発達についての父母の責任と国の援助

児童の権利に関する条約 第18条



- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。



第2章 児童福祉の歴史的展開

第1節 児童福祉の発展

ポイント

- ・ 石井十次 — 岡山孤児院
- ・ 石井亮一 — 孤女学院（滝乃川学園）
- ・ 留岡幸助 — 家庭学校

第1款 日本の児童福祉の歴史

一 明治時代

明治時代において、児童福祉を対象とする代表的な制度は、1874（明治7）年の恤救規則^{じゆつきゆう}です。この恤救規則では、救済の対象を「無告の窮民」としており、13歳以下の孤児等が救済の対象とされていましたが、実際に保護の対象となる者はほとんどいませんでした。この規則は救護法の制定までほとんど唯一の公的救貧立法として存続しました。

当時、実際に児童の保護にあたったのが、民間人や宗教団体などの民間団体でした。民間による保護活動としては石井十次が孤児や棄児のために岡山孤児院を、石井亮一が知的障害児を対象とした滝乃川学園を、留岡幸助は児童自立支援施設の原型となった家庭学校を設立しました。

年	出来事	人物等
1871 (明治4)	棄児養育米給与方の制定	
1872 (明治5)	慈仁堂の設立	修道女ラクロット
1873 (明治6)	三子出産の貧困者への養育料給与方の制定	
1874 (明治7)	恤救規則の制定	
	浦上養育院の設立	岩永マキ
1878 (明治11)	京都盲啞院の設立	古河太四郎
1879 (明治12)	福田会育児院の設立	福田会 (仏教)
1880 (明治13)	東京訓盲院の設立	東京楽善会
1883 (明治16)	神道祈とう所に不良少年を収容し保護	池上雪枝
1885 (明治18)	私立予備感化院の設立	高瀬真けい
1887 (明治20)	岡山孤児院の設立	石井十次
1890 (明治23)	私立静修学校の設立	赤沢鍾美 <small>あかさわあつとみ</small>
	博愛社の設立	小橋勝之助
1891 (明治24)	孤女学院の設立 (1897 (明治30) 年に「滝乃川学園」に改称)	石井亮一
1899 (明治32)	私立感化院「家庭学校」の設立	留岡幸助
1900 (明治33)	二葉幼稚園の設立 (1915 (大正4) 年に「二葉保育園」に改称)	野口幽香 <small>のぐちゆうか</small> 斎藤 (森嶋) 峰
	感化法の制定	
1909 (明治42)	白川学園の設立 (知的障害児を対象)	脇田良吉
	東京市養育院安房分院の設立 (虚弱児を対象)	

二 大正時代から戦前

1929 (昭和4) 年に恤救規則を改め、救護法じゅくごほうが公布されましたが、施行は財政的事情により1932 (昭和7) 年となりました。救護法では、保護対象として65歳以上の老人、13歳以下の幼者、妊産婦、病人に制限されました。

1933 (昭和8) 年に感化法が少年教護法へ改められると、

感化院も少年教護院と改称されました。また、**児童虐待防止法（旧）**も制定されました。

年	出来事	人物等
1916（大正5）	肢体不自由児巡回相談の開始	高木憲次
1919（大正8）	大阪市児童相談所の設立	
1920（大正9）	東京府児童保護委員制度の発足	
1921（大正10）	東京府児童研究所の設立	
	クリュッペルハイム柏学園の設立	柏倉松蔵
1922（大正11）	少年法の制定	
	矯正院法の制定	
1929（昭和4）	救護法の制定	
1932（昭和7）	光明学園（日本で最初の肢体不自由児学校）の設立	高木憲次
1933（昭和8）	感化法が 少年教護法 へと改められた	
	児童虐待防止法（旧） の制定	
1937（昭和12）	保健所法の制定	
	母子保護法の制定	
1938（昭和13）	厚生省（現・厚生労働省）の設置	
1942（昭和17）	整肢療護園の設立	高木憲次

三 戦後

1947（昭和22）年の**児童福祉法**の制定により、児童福祉に関する総合的な法律を制定するという戦前からの課題が達成されました。

年	出来事	人物等
1947（昭和22）	児童福祉法の制定	
1948（昭和23）	児童福祉施設最低基準の制定	
1951（昭和26）	児童憲章の制定	
1959（昭和34）	秋津療育園の設立	草野熊吉
1961（昭和36）	島田療育園の設立	小林提樹
1963（昭和38）	びわこ学園の設立	糸賀一雄
1964（昭和39）	母子福祉法の制定	

1965 (昭和40)	母子保健法の制定	
1967 (昭和42)	重症心身障害児施設の開設	
1970 (昭和45)	心身障害者対策基本法の制定	
1971 (昭和46)	児童手当法の制定	

第2款 アメリカ・国際連盟などの児童福祉の歴史

児童の権利に関する条約の成立の背景には、ポーランドのヤヌシュ・コルチャック (Korczak, J.) の存在は大きく、条約成立のきっかけをつくったのもポーランドです。



<ヤヌシュ・コルチャック>

ロシア領ポーランド生まれのユダヤ人医師で作家。著書に『もう一度子供になれば』がある。

年	出来事	人物等
1877	イギリスで発達していた慈善組織協会がアメリカに移入	
1909	「要保護児童の保護に関する会議」(第1回児童福祉白亜館会議(ホワイトハウス会議))の開催	T. ルーズベルト大統領
1924	「児童の権利に関するジュネーブ宣言」の採択	
1935	アメリカで社会保障法の制定(世界で初めて社会保障という言葉を採用)	
1959	「児童権利宣言」の採択	
1989	「児童の権利に関する条約」の採択	

第3款 イギリスの児童福祉の歴史

1601年、イギリスでエリザベス救貧法が成立し、この救貧法から政策としての福祉が始まったといわれています。この救貧法では、救済の対象である貧民を労働可能なもの、不能なもの、扶養義務者による扶養が保障されない児童に分類しており、児童が救済の対象として意識されていました。しかし、その実態は、労働能力のある貧民への就労の強制と労働能力のない貧民に対する扶助、児童についての教区徒弟制度等による社会秩序維持の側面が強いものでした。

この救貧法が大幅に改正された新・救貧法は、救貧財政の再建を図るものであり、院内救済、劣等処遇、救貧行政



<劣等処遇>

保護を受けずに自力で生活する人よりも、救貧院での生活のほうを、より厳しい内容とすること。

の統一などの原則のもとに進められました。

児童を対象とした民間の活動としては、1870年にバーナード（Barnard, T.）によって、**バーナードホーム**が開設され、入所型サービスの先駆的な取り組みを行いました。

また、イギリスでは、1889年には児童虐待防止法が成立しており、1908年には、この法律を含め、関連各法を整理して最初の児童法が制定されました。

そして、精神科医**ボウルビー**（Bowlby, J.）はアタッチメント（愛着）理論を提唱し、児童福祉施設の体制に大きく影響を与えました。その影響を受け、イギリスでは、カーティス委員会の報告に基づき、**集団養護**をできるだけ避ける方向が明確となりました。

年	出来事	意味
1601	エリザベス救貧法の成立	福祉政策の始まり
1802	工場法の成立	児童の保護を目的とした
1834	新・救貧法の成立	劣等処遇の原則等のもと、救貧財政の再建を図った
1870	バーナード（Barnard, T.）が、 バーナードホーム を開設した	児童に対する入所型サービスの先駆的な取り組み
1884	全国児童虐待防止協会の設置	児童虐待への民間による対応
1889	児童虐待防止法の成立	児童虐待への公的対応
1908	児童法の成立	関連各法の整理
1946	カーティス委員会報告	児童養護における里親、小規模施設の重視等の提言
1948	新・児童法の成立	カーティス委員会報告の内容の具体化
1989	新・児童法の成立	地方自治体の責任の明確化、児童の権利の擁護等

第2節 児童福祉法の成立

ポイント

1947（昭和22）年12月に「児童福祉法」が制定され、翌年1月から施行されました。

第1款 児童福祉法の成立当時

戦後、戦災孤児や引き揚げ孤児たちの保護をするため、1945（昭和20）年に「戦災孤児等保護対策要綱」が策定され、児童の強制的保護が行われ、児童の収容のために一時保護所や児童鑑別所が設置されました。

しかし、次代の担い手である児童一般の健全な育成を視野に入れた児童福祉の基本法が必要との考えのもと、**すべての児童の福祉**の積極的増進を基本精神として、1947（昭和22）年12月に「**児童福祉法**」が制定され、翌年1月から施行されました。

第2款 児童福祉法の改正

一 昭和20年代

2度の改正で、療育施設が、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設の3つに分化しました。

二 昭和30年代

精神薄弱児施設から精神薄弱児通園施設が独立し、情緒障害児短期治療施設が創設されて児童福祉施設が13種類となりました。

また、地方自治法改正にあわせて、指定都市にも児童相談所が設置されることになりました。

三 昭和40年代

肢体不自由児施設は20歳まで、重症心身障害児施設は社会生活に順応できるまで、入所期間の延長が可能となりました。

また、15歳以上の身体障害児および知的障害児については、身体障害者更生援護施設または精神薄弱者福祉施設への措置を各法の実施機関に対して通知することができるようになりました。

四 昭和50～60年代

昭和50年代には、児童相談所や児童福祉施設については特に大きな改正はなく、昭和60年代に入ると、少子高齢社会対策の一環として、行財政改革の影響を受けた改正が多く行われました。

五 平成16年まで

平成時代に入ってから、少子高齢化の進行、子育てニーズの多様化等を背景に、たび重なる児童福祉法の改正が行われてきました。平成16年（2004年）までの主な改正ポイントは、次の通りです。

改正年	改正ポイント
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉関係八法の改正に合わせ、障害児に対する在宅サービス3本柱（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）を児童福祉法に明記 ② 主として児童に関する任務を司る主任児童委員の制度を導入
1997 (平成9)	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育所への入所が、措置制度から選択利用方式へ変更 ② 市町村・保育所による保育所に関する情報提供を法定化 ③ 保育所における保育に関する相談・助言を法定化 ④ 放課後児童健全育成事業の法定化 ⑤ 教護院を児童自立支援施設に、母子寮を母子生活支援施設に名称変更 ⑥ 養護施設と虚弱児施設を、児童養護施設に統合 ⑦ 一部施設の利用年齢要件を緩和 ⑧ 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の目的に「自立」を追加 ⑨ 児童家庭支援センターの創設 ⑩ 児童相談所の機能強化

2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子生活支援施設における母子保護の実施が、措置制度から選択利用方式へ変更 ② 助産施設における助産の実施が、措置制度から選択利用方式へ変更 ③ 児童虐待対策として、児童委員による通告の仲介 ④ 児童短期入所（ショートステイ）に係る事務が都道府県から市町村に委譲
2001 (平成13)	<ul style="list-style-type: none"> ① 主任児童委員の法定化、児童委員の職務規定の整備 ② 保育士資格の法定化 ③ 認可外保育施設に対する監督の強化等 ④ 保育所の民営化推進を法定化
2003 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村における子育て支援事業の実施の法定化 ② 市町村保育計画・都道府県保育計画の作成についての法定化 ③ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設における養育に関する相談・助言を法定化
2004 (平成16)	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童相談に関する市町村の役割を法律上明確にし、児童相談所の役割を、専門性の高い困難な事例への対応に重点化 ② 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置 ③ 乳児院、児童養護施設の入所児童の年齢要件の見直し、施設退所者へのアフターケアを法定化 ④ 里親の定義規定が設けられ、里親の監護、教育、懲戒権が明確化

六 平成20年

2008（平成20）年には、家庭的保育事業や子育て支援事業を児童福祉法上位置づけることや、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実を図ることなどを内容とする改正が行われ、原則として、2009（平成21）年4月1日から施行されました。今回の改正の概要は、次の通りです。

改正項目	主な内容
<p>児童自立生活援助の実施に係る見直し</p>	<p>児童自立生活援助の実施について、都道府県による措置から、義務教育を終了した児童または都道府県の措置を解除された満20歳未満の者からの申込みによる実施へと仕組みを改めるとともに、申込みの手続、都道府県による情報提供等について規定した。</p>
<p>新たな子育て支援事業の実施等</p>	<p>① 新たに規定する子育て支援事業の定義 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の定義を規定した。</p> <p>② 市町村が実施すべき措置 市町村は、①に掲げる事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとした。</p> <p>③ 市町村と母子保健に関する事業との連携等 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業および養育支援訪問事業を実施するよう努めるとともに、これらの実施に当たっては、母子保健に関する事業との連携および調和の確保に努めるものとした。</p> <p>④ 都道府県知事による要支援児童等に関する通知 都道府県知事は、母子保健に関する事業等の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の所在地の市町村長に通知するものとした。</p> <p>⑤ 子育て支援事業の実施に係る届出等 市町村、社会福祉法人等による子育て支援事業の実施に係る届出等について規定した。</p>
<p>小規模住居型児童養育事業の実施等</p>	<p>① 小規模住居型児童養育事業の定義 小規模住居型児童養育事業とは、都道府県による措置に係る児童について、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者等（里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいうものとした。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業の実施に係る届出等 国および都道府県以外の者による小規模住居型児童養育事業の実施に係る届出等について規定した。</p>

<p style="text-align: center;">里親制度の 見直し</p>	<p>① 養育里親の定義 養子縁組を前提としない養育里親について、要保護児童の養育を希望し、かつ、都道府県知事が行う研修を修了したこと等の要件を満たす者であって、養育里親名簿に登録されたものとした。</p> <p>② 都道府県業務の追加等 都道府県の業務として、里親に対する相談、情報提供、助言、研修その他の援助を追加するとともに、当該業務に係る事務を厚生労働省令で定める者に委託できるものとした。</p> <p>③ 養育里親名簿の作成等 養育里親名簿の作成、養育里親の欠格要件等について規定した。</p>
<p style="text-align: center;">家庭的保育事業 の実施等 (2010(平成22)年 4月1日施行)</p>	<p>① 家庭的保育事業の定義 家庭的保育事業とは、市町村が保育に欠けると認める乳幼児について、家庭的保育者の居宅等において、家庭的保育者による保育を行う事業をいうものとした。</p> <p>② 保育所における保育ができない場合の家庭的保育事業による保育等 市町村は、保育に対する需要の増大、児童数の減少等、保育所における保育ができないことについてやむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育等の適切な保護を行わなければならないものとした。</p> <p>③ 家庭的保育事業の実施に係る届出等 市町村による家庭的保育事業の実施に係る届出等について規定した。</p>

	<p>① 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）において支援の内容を協議する対象として、要支援児童およびその保護者ならびに特定妊婦を追加するとともに、要保護児童対策調整機関は、その事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めるものとした。</p> <p>② 児童相談所長または都道府県が児童またはその保護者の指導を委託する場合の委託先について、当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを追加した。</p>
<p>その他</p>	<p>③ 被措置児童等虐待について、児童養護施設の職員等が入所児童等に対して行う暴行等とするとともに、被措置児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務および被措置児童等による届出、都道府県が通告等を受けたときに講ずべき必要な措置等について規定した。</p> <p>④ 児童家庭支援センターについて、専門的な知識および技術を必要とする相談への対応および市町村への援助を行うこととするとともに、児童福祉施設への附置要件を削除した。</p> <p>⑤ 児童福祉法に規定する各事業を行う者、里親または児童福祉施設の設置者は、児童、妊産婦等の人格を尊重するとともに、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならないものとした。</p>

第3章 現代社会と児童

第1節 現代社会の変容

ポイント

- ・ わが国は、少子高齢社会にあります。
- ・ 少子化の要因としては、婚姻年齢の上昇、非婚傾向の増大、夫婦の出生力の低下があげられます。

第1款 少子化の動向

一 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

わが国の合計特殊出生率は、長期的にみると**低下傾向**にあります。2005（平成17）年以降は若干上昇しています。2009（平成21）年の合計特殊出生率は、前年と同様、1.37でしたが、2010（平成22）年は1.39（概数値）になりました。

なお、人口を維持するために必要な合計特殊出生率の水準（人口置換水準）は、年によって変動がありますが、おおむね2.1とされています。

年	昭和60	平成元	17	18	19	20	21	22
合計特殊出生率	1.76	1.57	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39 (概数)

厚生労働省「人口動態統計」

二 将来推計人口（出生中位（死亡中位）推計）

わが国では、少子化と同時に、高齢化が進行し、**少子高齢社会**にあります。

2005（平成17）年現在では、老年（65歳以上）人口は約5人に1人の割合ですが、2055（平成67）年には、約2.5人に1人の割合になると推計されています。

年	割合（％）		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2005（平成17）	13.8	66.1	20.2
2025（平成37）	10.0	59.5	30.5
2055（平成67）	8.4	51.1	40.5

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2006（平成18）年12月推計）

三 少子化の要因

1 婚姻年齢の上昇

特に、**女性**の婚姻年齢の上昇が顕著となっています。

2 非婚傾向の増大

結婚や子育てに拘束される生活よりも、ひとりの人間としての自立を志向する傾向が強まっています。

これは、高学歴化や職業生活の安定などに伴う女性の社会的地位の上昇や、結婚や子育てによる負担を避ける風潮などが影響していると考えられます。

3 夫婦の出生力の低下

子育てに対する経済的負担、子育てにかかる肉体的・精神的負担、仕事との両立困難などが理由と考えられます。特に、子育てに対する**経済的負担**が大きな原因となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「第13回出生動向基本調査」（2005（平成17）年）によると、夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が65.9%で最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」（38.0%）、「これ以上、育児



<非婚>

一般に将来的に婚姻関係を結ぶことが前提の場合を「未婚」というが、そうした一定の価値観を避けた用語として使われるようになった。

の心理的、肉体的負担に耐えられないから」(21.6%)と
なっています(複数回答)。

また、厚生労働省が平成21年11月に発表した数値によ
れば、日本の「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的
貧困率」はOECD(経済協力開発機構)の平均値より
も高くなっています。

・貧困率の国際比較(2000年代半ば)

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯(世帯主 が18歳以上65歳未満)の貧困率	
	割合	順位	割合	順位	割合	順位
デンマーク	5.3	1	2.7	1	2.2	1
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13
日本	14.9	27	13.7	19	12.5	19
アメリカ	17.1	28	20.6	27	17.6	27
OECD平均	10.6		12.4		10.6	

厚生労働省「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率」

第2款 世帯人員の減少

2010(平成22)年の厚生労働省の「国民生活基礎調査」
によると、全世帯中、児童(18歳未満の未婚の者)のいる
世帯割合は25.3%(1,232万4,000世帯)で、児童のいる世
帯の平均児童数は1.70人となっています。

そして、平均世帯人員および核家族世帯数(夫婦のみの世
帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの
世帯)、三世帯同居世帯数をみると、次表のようになります。

	1955(昭和30)年	2010(平成22)年
平均世帯人員	4.68人	2.59人
核家族世帯	860万世帯	2910万世帯
三世帯同居世帯	832万世帯	384万世帯

厚生労働省「国民生活基礎調査」

また、児童のいる世帯の状況は、次表のようになります。

年次	児童のいる世帯における構成割合 (%)						児童のいる世帯の平均児童数
	単独世帯	核家族世帯	夫婦と未婚の子のみ		三世帯世帯	その他の世帯	
			夫婦と未婚の子のみ	ひとり親と未婚の子のみ			
昭和61	0.5	69.6	65.4	4.2	27.0	3.0	1.83人
平成20	0.3	76.2	69.4	6.8	20.9	2.6	1.72人
平成21	1.1	76.0	69.0	7.0	19.8	3.1	1.72人
平成22	0.5	76.9	70.3	6.6	18.8	3.7	1.70人

厚生労働省「国民生活基礎調査」

第3款 女性の就労

女性の労働力人口比率は、1975（昭和50）年から1990（平成2）年にかけて25%近い上昇をしたのち、平成に入ってから50%前後でほぼ横ばい状態であり、2009（平成21）年には48.5%となっています（総務省・統計局「労働力調査」）。

近年はパートタイム労働が著しく増加しています。



<労働力人口比率>
15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

第4款 育児休業

働く女性が増加する中で、働きながら出産・子育てをするための制度として、育児休業制度があります。これは、女性だけでなく男性も利用できる制度ですが、実際に男性が育児休業を取得する割合は大変低く、女性の負担は大きいままといえます。

また、妊娠をきっかけとして退職してしまう女性も多く、就業と出産・子育てを両立できる環境の整備が求められています。



<育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律>
育児・介護を行う労働者が充実した職業生活を営むこと、家族としての役割を果たせることを基本的理念としている。
従来は、育児休業のみであったが、1995（平成7）年に介護休業制度が加えられた。

・育児休業取得率の推移

(%)

年度	H8	H11	H14	H16	H17	H19	H20	H21	H22
女性	49.1	56.4	64.0	70.6	72.3	89.7	90.6	85.6	83.7
男性	0.12	0.42	0.33	0.56	0.50	1.56	1.23	1.72	1.38

厚生労働省「雇用均等基本調査」

第5款 離婚の増加

離婚件数は、1964（昭和39）年から毎年増加し、1983（昭和58）年に17万9150件を記録しました。その後、漸減傾向がみられましたが、1991（平成3）年から再び増加に転じ、1996（平成8）年に初めて20万件を超えました。2002（平成14）年に過去最高の離婚件数（28万9836件）を記録した後、2003（平成15）年から6年連続で離婚件数は減少しましたが、2009（平成21）年には増加しました。もともと、2010（平成22）年には再び減少しています。

・離婚件数

年	昭和39	58	平成3	8	14	20	21	22
離婚件数	72,306	179,150	168,969	206,955	289,836	251,136	253,353	251,378

厚生労働省「人口動態統計」

・子どもがいる夫婦が離婚した際における、親権者

	昭和25	昭和45	平成12	平成19	平成20	平成21
夫	48.7%	40.2%	15.5%	15.2%	14.3%	13.2%
妻	40.3%	51.0%	80.3%	81.1%	82.1%	83.2%
その他*	11.0%	8.8%	4.1%	3.7%	3.6%	3.6%

*その他とは、夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う場合である。

厚生労働省「人口動態統計」

第2節 家庭の変容

ポイント

近隣関係の希薄化による育児の孤立化が進行し、子育てについての不安や悩みをかかえる親が増えています。

第1款 児童の変容

一 不登校

1991（平成3）年度においては、「不登校」を理由に年間30日以上学校を欠席した児童生徒数は、全国の国公立の小学校・中学校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）の合計で66,817人でしたが、次第に増え続け、1997（平成9）年度には初めて10万人を超えました。しかし、2001（平成13）年度に138,722人となったのを頂点に、その後は増減を繰り返しながら、12万人から13万人の間で推移しています。

なお、2010（平成22）年度は114,971人とかなり少ない数値になっていますが、これは東日本大震災の影響で、岩手県・宮城県・福島県の3県の数値が含まれていないためです。（文部科学省「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）。

年度	平成3	9	13	20	21	22
不登校（人）	66,817	105,466	138,722	126,805	122,432	114,971*
割合	0.47%	0.85%	1.23%	1.18%	1.15%	1.14%

*東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県は含んでいない。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

二 暴力行為

全国の国公立の小学校・中学校・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は、2006（平成18）年度には44,621件、2007（平成19）年度には52,756件、2008（平成20）年度には59,618件、2009（平成21）年度には60,915件となり、増加傾向にあります。

なお、2010（平成22）年度は58,899件となっていますが、東日本大震災の影響で東北3県の数値が含まれていないため比較はできません。（文部科学省「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）。

年度	平成18	19	20	21	22
暴力件数	44,612	52,756	59,618	60,915	58,899*

*東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県は含んでいない。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第2款 親の変容

近隣関係の希薄化による育児の孤立化が進行し、子育てについての不安や悩みをかかえる親が増えています。

厚生労働省の「全国家庭児童調査」(2004(平成16)年度)によると、子育てについての不安や悩みの状況について、「子どもの勉強や進学」に関する不安や悩みをもつ親が54.8%、「子どものしつけ」に関する不安や悩みをもつ親が52.3%となっており(複数回答)、「特に不安や悩みはない」と回答した親は16.4%にとどまっています。



不安や悩みの種類	割合
子どもの勉強や進学に関すること	54.8%
子どものしつけに関すること	52.3%
子どもの性格や癖に関すること	40.5%
子どもの健康に関すること	30.9%
子どもの育て方について、自信が持てないこと	21.4%
特に不安や悩みはない	16.4%

厚生労働省「全国家庭児童調査」

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2011 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

WU12034